

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年11月16日(2006.11.16)

【公開番号】特開2004-154576(P2004-154576A)

【公開日】平成16年6月3日(2004.6.3)

【年通号数】公開・登録公報2004-021

【出願番号】特願2003-374668(P2003-374668)

【国際特許分類】

A 47 L 15/42 (2006.01)

A 47 L 15/46 (2006.01)

A 61 L 2/18 (2006.01)

【F I】

A 47 L 15/42 N

A 47 L 15/42 D

A 47 L 15/46 Z

A 61 L 2/18

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月29日(2006.9.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

洗浄すべき受け入れるための洗浄チャンバと、

洗浄サイクル中において前記洗浄チャンバを通して洗浄水を再循環させるためのポンプと、

タンクと、すすぎ水を加熱するための関連のヒーターと、

前記タンクから前記洗浄チャンバへ水を搬送するための通路と、

前記通路に沿った水流を制御するための流れ制御装置と、

前記タンク内の前記すすぎ水の温度を示す温度センサと、

前記温度センサからの入力を受けるように接続され、かつ前記流れ制御装置及び前記ポンプを制御するように接続されるコントローラとを備え、

前記コントローラは、運転中の場合には、洗浄サイクルについて、

前記洗浄サイクル中にはすすぎ水を加熱する段階と、

設定した最小期間だけ前記洗浄サイクルが運転された後、

前記すすぎ水の温度が所望のすすぎ水温度に到達していると判定するならば前記洗浄サイクルを終える段階と、

前記すすぎ水の温度が前記所望のすすぎ水温度に到達していないと判定するならば前記洗浄サイクルを続け、次いで、(i)前記すすぎ水の温度が所望のすすぎ水温度に到達していると判定するならば前記洗浄サイクルを終え、(ii)前記すすぎ水の温度が前記所望のすすぎ水温度に到達していないと判定したとしても前記洗浄サイクルについて設定した最大期間の後に前記洗浄サイクルを終える段階とを実施する少なくとも一つの操作モードを有する、物品洗浄システム。

【請求項2】

前記設定した最小期間と、前記設定した最大期間と、前記所望のすすぎ水温度は、前記コントローラのメモリーに記憶されている請求項1に記載の物品洗浄システム。

【請求項 3】

前記流れ制御装置は、前記タンクの入口と関連した弁を備え、前記通路は、前記タンクからの溢れ通路を備えている請求項 1 に記載の物品洗浄システム。